

(公印省略)

介高第924-117号

令和2年12月8日

各短期入所生活介護事業所 管理者 様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 島田 和之

単独型短期入所生活介護事業所における
利用者・職員の発熱状況等の報告について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策への取組に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」における警戒度については、県内における新規陽性者数が増加していることや、医療提供体制の病床稼働率が高い傾向にあること等により、11月28日から警戒度3に引き上げられました。「第3波」とされる新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内のどの施設でも、施設内感染がいつ発生してもおかしくない状況が続いております。

これまで入所系・入居系施設については発熱状況報告システムにより、入居者・職員の発熱状況等を報告いただいておりますが、さらなる感染症予防と早期発見等につなげるため、感染症対策で日々お忙しいところ誠に恐縮ですが、これまで報告対象外でした単独型短期入所生活介護事業所の利用者・職員の発熱状況等についても、下記のとおり御報告をお願いします。

発熱状況報告システムは、パソコンやスマートフォンから簡単に操作できます

記

1 報告内容

次の4項目です

- ①現在の利用者数
- ②①のうち発熱・呼吸器症状のある人の数
- ③現在の職員数
- ④③のうち発熱・呼吸器症状のある人の数

2 報告方法等

(1) 報告回数、報告時間

- ・毎日1回（土日、祝祭日含む。）
- ・正午（12:00）までに報告してください。

(2) 報告方法

群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/>) から「健康・福祉→感染症・予防接種→感染症対策→高齢者・障害児者施設の入居者・職員の発熱状況等報告」(リンク) にアクセスし、入力・送信してください。

3 詳細

別紙(報告要領)を参照してください。

4 その他

①各施設内及び職員の皆様の感染予防対策の一層の徹底

これまで発出された関係通知等の再確認をお願いします。

②施設の職員・利用者に感染者・濃厚接触者が疑われる場合

地域を所管する保健所(保健福祉事務所)に連絡・相談をお願いします。

③同感染症に係る介護保険サービスの取扱い

国から頻回に発出される通知について、県はメールにて各事業者に送信するとともに、県ホームページに掲載しています。毎日確認し、適切な対応をお願いします。

- ・新型コロナウイルス関連通知(高齢者施設等関係)

https://www.pref.gunma.jp/02/d23g_00263.html

- ・群馬県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<http://stopcovid19.pref.gunma.jp/>

問合せ先

介護高齢課

居宅サービス係 027-226-2575

群馬県が所管する高齢者施設・障害児者施設における 入居者・職員の発熱状況等の報告要領

R2. 12. 8改正

1 趣旨

- (1) 異常（疑いを含む）のある施設に状況の確認
- (2) 集団発生の疑い案件を保健所に通報
- (3) 報告されなかった施設に状況の確認

2 対象施設の種類

- ① 高齢者施設：有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
介護老人保健施設、介護医療院
短期入所生活介護事業所（単独型）（R2. 12. 8追加）
* 短期入所生活介護事業所については本要領中の「入居者」を「利用者」と読み替えてください
- ② 障害児・者入所施設：障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設

3 施設番号

- ① 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設は介護保険の指定事業所番号です。
- ② 障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設は障害福祉サービスの指定事業所番号です。
- ③ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院、別添「報告時に入力が必要となる「施設番号」について」を確認してください。
* ↑本通知では省略
- ④ 短期入所生活介護事業所は、介護保険の指定事業所番号です。

4 対象者

- ① 2に掲げる施設に入居・入所している高齢者、障害児、障害者
- ② 2に掲げる施設に勤務している職員
※複数の施設を兼務する職員は、それぞれの施設でカウント（重複）して報告。

5 内容

2の施設ごとに、3の対象者別の

- ① 現在の入居者数（実際に施設内に居られる方の数。一時帰宅や入院中の方は除きます。）
- ② ①（現在の入居者数）のうち、発熱・呼吸器症状のある入居者の中で37.5℃以上の発熱、呼吸器症状、強いだるさ（倦怠感）のいずれかがある人数（呼吸器症状とは、咳やのどの痛み、息苦しさ（呼吸困難）がみられる状態です）
- ③ 現在の職員総数（正規・非正規は問いません。実際に働いている職員の方の人数

です。)

- ④ ③ (現在の職員総数)のうち、発熱・呼吸器症状のある職員の中で37.5℃以上の発熱、呼吸器症状、強いだるさ(倦怠感)のいずれかがある人数(呼吸器症状とは、咳やのどの痛み、息苦しさ(呼吸困難)がみられる状態です)

6 頻度等

頻度：毎日(土日、祝祭日含む。)

期限：正午(12時)まで

基準：報告時に把握している状況

7 始期及び終期

令和2年4月22日(水)から当分の間

*単独型短期入所生活介護事業所については令和2年12月9日から当分の間

8 あらかじめ了解願いたいこと

報告内容により、各施設への連絡や所管の保健福祉事務所、市町村と情報共有します。

群馬県 高齢者・障害児者施設 入居者・ 職員の発熱状況等の報告

毎日、12時までに入居者、職員の検温を行い、報告をお願いします。

***必須**

施設種別 *

選択

事業所番号 *

介護保険、障害福祉サービスの事業所番号があればそれを入力してください。ない施設については次のリンクから施設の番号を確認してくださいhttps://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00243.html

回答を入力

事業所名 *

回答を入力

報告日 *

日付

年 / 月 / 日

入居者数 *

実際に施設内に居られる方の数。一時帰宅や入院中の方は除きます。

回答を入力



入居者の中で37.5℃以上の発熱もしくは呼吸器症状のある人数 *

呼吸器症状とは、咳やのどの痛みがみられる状態です

回答を入力

職員総数 *

正規・非正規は問いません。実際に働いている職員の方の人数です

回答を入力

職員の中で37.5℃以上の発熱もしくは呼吸器症状のある人数 *

呼吸器症状とは、咳やのどの痛みがみられる状態です

回答を入力

送信

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム

